

伊万里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 12 号

伊万里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

伊万里市国民健康保険税条例（昭和 29 年条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「2 万 3, 800 円」を「2 万 4, 400 円」に改める。

第 5 条の 2 第 1 号中「3 万 6, 900 円」を「3 万 7, 300 円」に改め、同条第 2 号中「1 万 8, 450 円」を「1 万 8, 650 円」に改め、同条第 3 号中「2 万 7, 675 円」を「2 万 7, 975 円」に改める。

第 7 条中「7, 100 円」を「7, 400 円」に改める。

第 7 条の 2 第 1 号中「8, 900 円」を「9, 200 円」に改め、同条第 2 号中「4, 450 円」を「4, 600 円」に改め、同条第 3 号中「6, 675 円」を「6, 900 円」に改める。

第 23 条第 1 項第 1 号ア中「1 万 6, 660 円」を「1 万 7, 080 円」に改め、同号イ (7) 中「2 万 5, 830 円」を「2 万 6, 110 円」に改め、同号イ (4) 中「1 万 2, 915 円」を「1 万 3, 055 円」に改め、同号イ (7) 中「1 万 9, 373 円」を「1 万 9, 583 円」に改め、同号ウ中「4, 970 円」を「5, 180 円」に改め、同号エ (7) 中「6, 230 円」を「6, 440 円」に改め、同号エ (4) 中「3, 115 円」を「3, 220 円」に改め、同号エ (7) 中「4, 673 円」を「4, 830 円」に改め、同項第 2 号ア中「1 万 1, 900 円」を「1 万 2, 200 円」に改め、同号イ (7) 中「1 万 8, 450 円」を「1 万 8, 650 円」に改め、同号イ (4) 中「9, 225 円」を「9, 325 円」に改め、同号イ (7) 中「1 万 3, 838 円」を「1 万 3, 988 円」に改め、同号ウ中「3, 550 円」を「3, 700 円」に改め、同号エ (7) 中「4, 450 円」を「4, 600 円」に改め、同号エ (4) 中「2, 225 円」を「2, 300 円」に改め、同号エ (7) 中「3, 338 円」を「3, 450 円」に改め、同項第 3 号ア中「4, 760 円」を「4, 880 円」に改め、同号イ (7) 中「7, 380 円」を

「7, 460円」に改め、同号イ(4)中「3, 690円」を「3, 730円」に改め、同号イ(5)中「5, 535円」を「5, 595円」に改め、同号ウ中「1, 420円」を「1, 480円」に改め、同号エ(7)中「1, 780円」を「1, 840円」に改め、同号エ(4)中「890円」を「920円」に改め、同号エ(5)中「1, 335円」を「1, 380円」に改め、同条第2項第1号ア中「3, 570円」を「3, 660円」に改め、同号イ中「5, 950円」を「6, 100円」に改め、同号ウ中「9, 520円」を「9, 760円」に改め、同号エ中「11, 900円」を「12, 200円」に改め、同項第2号ア中「1, 065円」を「1, 110円」に改め、同号イ中「1, 775円」を「1, 850円」に改め、同号ウ中「2, 840円」を「2, 960円」に改め、同号エ中「3, 550円」を「3, 700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊万里市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。